

議案第48号

さぬき市民プール条例の廃止について

さぬき市民プール条例を別紙のとおり廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成26年6月5日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市民プール条例を廃止する条例

さぬき市民プール条例（平成14年さぬき市条例第92号）は、廃止する。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第49号

さぬき市サイクリングターミナル条例の廃止について

さぬき市サイクリングターミナル条例を別紙のとおり廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成26年6月5日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市サイクリングターミナル条例を廃止する条例

さぬき市サイクリングターミナル条例（平成14年さぬき市条例第178号）は、  
廃止する。

### 附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

議案第50号

さぬき市大串野外活動施設条例の廃止について

さぬき市大串野外活動施設条例を別紙のとおり廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成26年6月5日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市大串野外活動施設条例を廃止する条例

さぬき市大串野外活動施設条例（平成14年さぬき市条例第179号）は、廃止する。

### 附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

議案第51号

さぬき市市長等の給料の特例に関する条例の一部改正について

さぬき市市長等の給料の特例に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成26年6月5日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市市長等の給料の特例に関する条例（平成25年さぬき市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条中「職員給与条例第4条及び第5条」を「職員給与条例第4条、第5条及び附則第9項」に改める。

附則に次の1項を加える。

（給料の特例措置）

3 市長の受ける給料月額については、平成26年7月1日から同年9月30日までの間、第1条第1号中「100分の10」とあるのは「100分の20」として、同条の規定を適用する。

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。ただし、第3条及び第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第52号

さぬき市税条例の一部改正について

さぬき市税条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成26年6月5日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市税条例の一部を改正する条例

さぬき市税条例(平成14年さぬき市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第46条の4に規定する場所をもって」を「恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)をもって、」に改め、同条第3項中「令」を「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)」に改める。

第33条第5項中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。

第34条の4中「100分の14.7」を「100分の12.1」に改める。

第48条第2項中「法の施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第5項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加え、「第145条」を「第144条の8」に改める。

第52条第1項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加える。

第57条及び第59条中「第10号の7」を「第10号の9」に改める。

第82条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号ア中「2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 2,400円」を「2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円」に、「3,100円」を「3,900円」に、「5,500円」を「6,900円」に、「7,200円」を「10,800円」に、「3,000円」を「3,800円」に、「4,000円」を「5,000円」に改め、「専ら雪上を走行するもの 年額 2,400円」を削り、同号イ中「1,600円」を「2,400円」に、「4,700円」を「5,900円」に改め、同条第3号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

附則第4条の2中「第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで)の次に「及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加え、「公益法人等(同条第6項から第10項まで)を「公益法人等(同条第6項から第11項まで)」に、「を同法第40条第3項」を「を同条第3項」に、「財産(租税特別措置法第40条第6項から第10項まで)を「財産(同法第40条第6項から第11項まで)」に改める。

附則第7条の4中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条第1項」に改める。

附則第10条の2の見出し中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第1号等」に改め、同条に次の2項を加える。

5 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の2を同条第4項とし、同条に第1項から第3項までとして次の3項を加える。

法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第16条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第19条第1項中「第33条及び第34条の3」を「第33条第1項及び第2項並びに第34条の3」に改める。

附則第19条の2第2項中「租税特別措置法」を「第37条の10第1項」に、「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」を「第37条の11第1項」に改める。

附則第19条の3第2項中「同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「取得をしたものと」の次に「、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得し

たものと」を加える。

附則第22条から第23条までを削る。

附則第24条を附則第22条とする。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第10条の2の見出しの改正規定、同条に2項を加える改正規定及び同条を同条第4項とし、同条に第1項から第3項までとして3項を加える改正規定並びに次条第3項及び第4項の規定 公布の日

(2) 附則第4条の2及び第19条の3第2項の改正規定、第22条から第23条までを削る改正規定並びに附則第24条を附則第22条とする改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 平成27年1月1日

(3) 第82条の改正規定並びに附則第4条及び第6条（この条例による改正後のさぬき市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日

(4) 第23条、第48条、第52条第1項及び附則第16条の改正規定並びに次条第5項、附則第5条及び第6条（新条例附則第16条に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日

(5) 第33条第5項、附則第7条の4、第19条第1項及び第19条の2第2項の改正規定 平成29年1月1日

(6) 第57条及び第59条の改正規定 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日  
(市民税に関する経過措置)

第2条 新条例附則第4条の2の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第19条の3第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 新条例第33条第5項、附則第7条の4及び第19条第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第19条の2第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

5 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及

び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

- 6 新条例第34条の4の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第10条の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得された地方税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第4号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 2 新条例附則第10条の2第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得された新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 3 新条例附則第10条の2第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得された新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 4 新条例附則第10条の2第5項の規定は、平成26年4月1日以後に取得された新法附則第15条第37項に規定する設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 5 新条例附則第10条の2第6項の規定は、平成26年4月1日以後に取得された新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第82条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 新条例附則第16条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第16条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車

税に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第82条第2号ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第16条の表以外の部分	第82条	さぬき市税条例の一部を改正する条例（平成26年さぬき市条例第 号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
新条例附則第16条の表第82条第2号アの項	第82条第2号ア	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

議案第53号

さぬき市児童館条例の一部改正について

さぬき市児童館条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成26年6月5日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市児童館条例の一部を改正する条例

さぬき市児童館条例（平成14年さぬき市条例第110号）の一部を次のように改正する。

第2条の表大串児童館の項を削る。

第3条第2項中「児童福祉施設最低基準」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

### 附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

## 議案第54号

### 工事請負契約の締結について（平成26年度浦小田雨水排水ポンプ場 建設工事（機械））

平成26年度浦小田雨水排水ポンプ場建設工事（機械）について、次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成14年さぬき市条例第49号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成26年6月5日提出

さぬき市長 大山茂樹

#### 記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 平成26年度浦小田雨水排水ポンプ場建設工事（機械）                   |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札                                      |
| 3 契約の金額  | 一金145,260,000円<br>うち消費税及び地方消費税額10,760,000円  |
| 4 契約の相手方 | 香川県高松市亀井町2番地1<br>クボタ機工株式会社四国営業所<br>所長 張 信 行 |

財産の無償貸付けについて

次のとおり財産を無償貸付けしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成26年6月5日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

1 貸付けする財産の表示

- |      |   |                             |
|------|---|-----------------------------|
| ①種   | 類 | 土地（さぬき市サイクリングターミナル用地）       |
| 所    | 在 | さぬき市鴨庄字大串1番地20外1筆           |
| 面    | 積 | 269,363.00㎡の内2,586.46㎡      |
| ②種   | 類 | 建物                          |
| 名    | 称 | さぬき市サイクリングターミナル             |
| 所    | 在 | さぬき市鴨庄字大串1番地20外1筆           |
| 構    | 造 | 鉄筋コンクリート造地下1階付2階建           |
| 延床面積 |   | 1,592.87㎡                   |
| ③種   | 類 | 土地（さぬき市大串野外活動施設（センターハウス）用地） |
| 所    | 在 | さぬき市小田字松ケ谷2671番地75          |
| 面    | 積 | 119,036.00㎡の内1,643.17㎡      |
| ④種   | 類 | 建物                          |
| 名    | 称 | さぬき市大串野外活動施設（センターハウス）       |
| 所    | 在 | さぬき市小田字松ケ谷2671番地75          |
| 構    | 造 | 鉄筋コンクリート造地下1階付平家建           |

延床面積 559.69㎡

⑤種類 土地（さぬき市大串野外活動施設（ロッカーハウス）用地）  
所在 さぬき市小田字松ケ谷2671番地75  
面積 119,036.00㎡の内107.00㎡

⑥種類 建物  
名称 さぬき市大串野外活動施設（ロッカーハウス）  
所在 さぬき市小田字松ケ谷2671番地75  
構造 鉄筋コンクリート造平家建  
延床面積 46.50㎡

⑦種類 土地（さぬき市大串野外活動施設（テニスコート）用地）  
所在 さぬき市小田字松ケ谷2671番地75  
面積 119,036.00㎡の内2,811.03㎡

⑧種類 土地（大串児童館用地）  
所在 さぬき市小田字松ケ谷2671番地75  
面積 119,036.00㎡の内3,370.00㎡

⑨種類 建物  
名称 大串児童館  
所在 さぬき市小田字松ケ谷2671番地75  
構造 鉄筋コンクリート造平家建  
延床面積 254.52㎡

## 2 貸付けの相手方

所在地 さぬき市小田2671番地15  
名称 株式会社瀬戸内アートウエーブ大串  
代表者 代表取締役 野村精司